

2 横田基地の概要



(1) 概 要

基地は、日米安全保障条約に基づく米空軍の基地であり、福生市・武蔵村山市・立川市・昭島市・羽村市・瑞穂町の5市1町にまたがる本土では最大の米空軍基地であるとともに、在日米軍指令部及び第5空軍指令部がおかれている極東における主要基地であり輸送中継基地としての機能を有している。滑走路を中心に南西側（福生市域側）が管理地区であり、東側（武蔵村山市区域側）及び北西側（羽村市区域側）が住宅地区を有する飛行場である。ゲートは、福生市域内にフッサゲート（第2ゲート）、サブライゲート（第5ゲート）、サウスゲート（第18ゲート）、羽村市域内にメインゲート（第12ゲート）、ウエストゲート（第15ゲート）、武蔵村山市域内にイーストゲート（第17ゲート）が設けられている。一般的にはフッサゲートが利用されている。（JR青梅線福生駅から約1km、JR八高線東福生駅から約0.5kmである）

基地は、昭和15年に旧日本陸軍の多摩飛行場として設置されたことから始まり、終戦により20年9月6日に米軍の進駐が行われ接收された。（当時の滑走路は約1,300mであった。）

接收後、大規模な滑走路工事が行われ、翌21年8月15日には厚木に進駐していた第3爆撃飛行大隊（A-26後にB-26）が進駐してきた。なお、この日をもって公式に基地が開設され、当時の村山町（現在の武蔵村山市）の字名である「横田」をとって横田飛行場（基地）と称されることとなった。

続いて第41航空師団隷下の管理部隊等が進駐してきたが、同25年迄は第3爆撃飛行大隊が主任務部隊であった。6月にはB-29爆撃機を主力とする爆撃部隊や戦闘機部隊（F-80、F-82）が駐留し、朝鮮戦争の勃発により主要出撃基地となった。この時期から米軍用機がジェット機化されてきた。

なお、この朝鮮戦争（25年～28年）の間に基地は数次による拡張があり、さらに30年に滑走路

及びオーバーラン延長が決定され、北側に拡張用地及び航空障害物制限区域等約50万㎡が提供されて、35年には面積約700万㎡、滑走路3,350mのほぼ現在の規模となった。このために、基地の南側では五日市街道の付け替え、北側では国道16号線及び八高線の移設等が行われている。

35年には入間のジョンソン基地の滑走路施設返還によって、第41航空師団及びB-57とF-102の迎撃戦闘機をもつ第3爆撃連隊が移駐してきた。

なお、39年4月に第3爆撃連隊は米本国に引き揚げ、5月には板付基地からF-105D戦闘爆撃機を主力とする第8戦闘爆撃師団の3個中隊が移駐してきた。43年1月には第347戦術戦闘機連隊が編成されてF-105Dに代わってF-4Cファントムが配備され、極東戦闘部隊の最重要基地となった。

更に44年末には立川基地の飛行活動停止に伴い空輸部隊(C-130)等が移駐し、翌45年には米空軍最大の輸送機C-5A(ギャラクシー)が発着を始めた。

46年5月には戦闘機部隊が沖縄等に移駐したため、この時点で戦闘基地としての機能はなくなり、基地は兵站基地的性格が強くなり、さらにベトナム戦争の激化に伴って、輸送基地としての重要性を増した。また、新たに第6100基地管理連隊が発足(11月に第475基地管理連隊と名称変更され、更に「第475航空団 475th Airbase Wing」となった。)した。

こうして基地は、C-141、C-5A等軍用輸送機のほかDC-8、ボーイング727その他米軍チャーター民間機の発着する極東空輸中継基地へと機能を一変するとともに、関東全域の米空軍部隊の支援に当たることとなった。更に50年9月には嘉手納基地からC-130を擁する第345戦術空輸部隊が移駐してきた。

この頃、在日米軍施設の整理・統合が盛んに行われており、46年に羽村学校地区と新倉倉庫地区の代替施設、46年7月から51年3月の間にグランドハイツ及び武蔵野住宅地区返還のための代替施設が建設されている。更に48年1月に関東空軍施設整理統合計画(KPCP)が決定し、48年～53年度にわたり住宅275戸をはじめ在日米軍司令部、病院、倉庫等が建設された。さらに、隣接の国道16号線拡幅による基地一部返還等が行われ関連施設の移設工事や54年から在日米軍施設の日本側経費負担による(いわゆる思いやり工事)施設整備が行われて、高層家族住宅やゴミ処理施設等が建設された。施設整備は現在も引き続き継続中である。

こうした工事により、49年11月7日には、府中空軍施設から移転してきた「在日米軍司令部」及び「第5空軍司令部」がおかれ、基地はますます充実強化され、より重要な基地となってきた。

51年から57年かけて滑走路周辺の住民から、国を相手どり夜間飛行禁止等を求めた第1次～第3次までの航空機騒音公害訴訟が、東京地方裁判所八王子支部に提起された。第1次、第2次の訴訟については56年7月に、3次の訴訟は平成元年3月にそれぞれ第一審判決があったが、原告、被告双方ともこれを不服として東京高裁に控訴をした。

第1次、第2次の訴訟については、最高裁に上告して平成5年2月に判決があり、夜間飛行差し止めについては棄却し、過去分の損害賠償については認められた。また、第3次訴訟については、平成5年11月に東京高裁から和解案が提示されたが和解には至らず、平成6年3月に第1次・第2次と同様の判決があり、原告、被告ともに上告をせず、横田基地騒音訴訟に一応の終止符が打たれた。

なお、和解案の提示された5年11月に日米合同委員会において、横田基地における夜10時から朝6時までの飛行制限が合意された。また、6年11月には新たな「横田基地飛行差し止め訴訟団」が結成され、同年12月にはこの訴訟団により新たな訴訟が東京地方裁判所八王子支部に起こされた。

58年1月からは米海軍の航空母艦ミッドウェイの艦載機（E-2B現在はE-2C）による離着陸訓練が開始され、平成3年9月にはミッドウェイに代わり、空母インディペンデンスが配備され、同年12月からはE-2Cに加え、S-3Bが、平成6年1月からはC-2の訓練も行われるようになった。

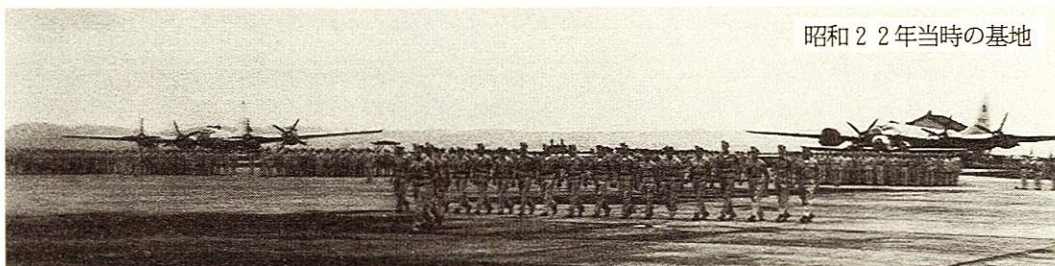
63年7月から元年12月にかけて、フィリピンのクラーク基地から4機のC-130と3機のC-9を伴った6部隊が移駐して来た。またこの部隊と共にクラーク基地にあった第374戦術空輸航空団も編成替により横田へ配属となっている。

このように、横田基地は在日米軍と第5空軍の輸送及び指揮の中枢基地として活動しており、日米間の安全保障条約に基づく使命達成のための機能を充実し、最重要施設となっている。なお、第5空軍は、極東各地に展開している米軍の部隊及び基地に対する物資、兵員の輸送を行っており、米本土からアラスカを経て東南アジアに至る北太平洋空輸ルートの日本本土における唯一の輸送中継基地となっている。

(2) 変 遷

- | | |
|---------|---|
| 昭和13年 | ・旧陸軍が民有の山林、農地であった本地区を陸軍用地として買収を開始する。 |
| 昭和14年7月 | ・1ヶ月の予定で測量を開始する。 |
| ～ | ・土地が軍部に売り渡され、陸軍飛行実験部、航空整備学校、気象部等の施設の建設が始まる。 |
| 昭和15年4月 | ・旧日本陸軍立川飛行場の附属施設「多摩飛行場」（面積約314ha滑走路約1,260m）として発足し、陸軍飛行実験部（17年10月組織等の改正があり陸軍航空審査部に改称）が立川から移転する。 |
| | ・陸軍航空整備学校、陸軍航空審査部、陸軍航空発動機試験所、陸軍航空気象部が設置された。また、これより以前に熊川倉庫または、燃料倉庫と呼ばれた陸軍航空廠熊川出張所が拜島駅の北側に設置されている。特に陸軍航空審査部は、陸軍航空技術研究所等において研究施策された新鋭機のテストが行われ、花形飛行場として脚光を浴びた。また、終戦までは日本東部防衛の基地であった。 |

- 昭和19年7月 ・飛行場関係者のため青梅線牛浜駅が開設される。
- 昭和20年8月 ・終戦
- 9月 ・米軍第1騎兵師団一個中隊が初めて進駐し、引き続き米軍第2航空輸送団が移駐する。当時の面積は約446ha、滑走路は約1,300mであった。
- 昭和21年 ・このころから滑走路拡張工事が行われ、多摩川の砂利や今の福生野球場から第三小学校にかけて多量の砂利が採取され使用された。
- 8月 ・第3爆撃飛行大隊が進駐し、この日をもって公式に基地が開設された。また米軍によって基地の北東部、村山町（現武蔵村山市内）の字地名「横田」をとって横田飛行場と称するようになった。
- 昭和22年5月 ・日本国憲法施行



- 昭和24年7月 ・米軍第41航空師団（ジョンソン基地）隷下第6102航空管理部隊が進駐し、第41航空師団第441戦闘支援部隊、第609偵察中隊等が配備された。
- 昭和25年5月 ・第3爆撃飛行大隊がジョンソン基地に移動
- 6月 ・朝鮮戦争勃発（～28年7月）
- ・B-29爆撃機を主力とする第92、第98爆撃隊、第35戦闘機連隊が駐留し、F-80、F-82、F-94、B-29などが離発着し朝鮮戦争の主要基地となった。
- ・この時期から米軍用機のジェット機化が行われ、滑走路の延長も行われた。（約2,400m）
- 昭和26年9月 ・サンフランシスコ平和条約調印、（旧）日米安全保障条約調印（27年4月発効）
- 昭和27年4月 ・（旧）安保条約の成立に基づき、国は、横田基地を米国に提供した。（7月、行政協定に基づく施設及び区域としてFAC-3013横田飛行場となる）
- 昭和27年～ ・このころから基地拡張のための土地買収が始まる。
- 昭和28年7月 ・混血児の収容施設として「福生ホーム」が多摩川沿いの現在の市営プール付近に米軍及び町の篤志家により建設、運営された。（31年9月閉鎖）

- ” ・朝鮮戦争休戦協定調印
- ” ・日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律施行
- 昭和29年
 - ・「6飛行場の拡張計画」において、極東に高性能のジェット機を配備するため、横田基地の拡張計画が日本側に示された。
- 5月
 - ・政府も、航空機の進歩と極東における客観的情勢から、日本防衛のため事情やむを得ないものとの閣議了解（外務省、調達庁）し、飛行場拡張に関する政府声明を行った。
- 7月
 - ・防衛庁設置
- 昭和30年5月
 - ・東京調達局が立川基地滑走路拡張計画を発表する。
 - ・同計画に反対する砂川闘争が始まる。（43年延長計画中止）
- 6月
 - ・第35戦闘機連隊の下に第40迎撃戦闘中隊が配備（F-86）された。
- 昭和31年6月
 - ・基地南側の五日市街道の付替（区域変更都告示）がある。
- 8月
 - ・国は、瑞穂町との覚書により、滑走路拡張用地約376,000㎡を買収して提供し、さらにその隣地75,900㎡を借り上げ、航空障害物制限区域を設定した。
- 昭和31年
 - ・このころ滑走路は、3,050mとなり大型ジェット機や戦闘機の頻繁な離発着が可能となった。
- 昭和32年7月
 - ・極東航空軍（FEAF）が太平洋航空軍（PACAF）に改編される。
- 10月
 - ・第35戦闘機連隊が解散する。
- 昭和33年3月
 - ・国道16号線及び国鉄八高線の移設が完了する。
- 5月
 - ・駐留軍関係離職者等臨時措置法公布
- 昭和35年
 - ・滑走路北側に69,300㎡南側に35,400㎡の障害物制限区域を設定した。
 - ・滑走路を3,350mに延長補強し、更にオーバーランを滑走路両側に各々約300m設置する。（現在の規模になる。）
- 1月
 - ・日米新安全保障条約調印（6月23日発効）
- 6月
 - ・国は、新安保条約及び地位協定に基づき、横田基地を米軍に提供することを継続した。
- 11月
 - ・埼玉県入間市のジョンソン基地の滑走路施設返還によって、第41航空師団及び第3爆撃連隊がB-57爆撃機やF-102迎撃戦闘機を伴い移駐する。（F-86がF-102に代わる。）
- 昭和36年2月
 - ・昭島市、福生町、村山町、砂川町、瑞穂町の1市4町が、「横田基地爆音対策協

議会」を結成し、衆参両院議長に対する請願、米国大統領に対する申し入れ、防衛庁長官及び基地司令官に対する「接近灯設置反対」の決議書の提出を行った。

昭和37年1月

・滑走路両側に接近灯（アプローチ・ライト）が設置された。

”

・渉外関係主要都道府県知事連絡協議会が設置された。

10月

・進入灯設置用地が提供され基地面積は次のとおりとなった。

	(接 収 時)	(37年10月時)
土 地	4, 462, 809㎡	6, 942, 148㎡
建 物	180棟	718棟
滑 走 路	1, 280m	3, 352m
オーバーラン	0	457m

11月

・防衛施設庁及び東京防衛施設局が発足する。

昭和38年5月

・横田基地所属の米第5空軍B-57爆撃機が埼玉県入間郡毛呂山町の毛呂山病院に墜落（死者1、重傷3、軽傷29、家屋全焼2、半焼1）

12月

・在日米軍の配置調整（縮小）について日米共同発表がある。

1. F-105D機の3個飛行隊を昭和39年なかごろまでに、板付飛行場から横田飛行場に移駐させる。

2. 横田飛行場に配備されているB-57の航空団は米本国に撤収する。

（他に三沢、立川飛行場関係もある）

昭和39年2月

・上記の関係による駐留軍等従業員の大幅人員整理の準備が開始される。

4月

・第3爆撃連隊が米本国へ引揚げる。

”

・日米合同委員会において、「横田飛行場の騒音軽減に関する勧告」が決定された。

5月

・第8戦闘爆撃師団の第35、36及び第80戦術戦闘機中隊が板付空軍基地からF-105DとKC-135を伴って移駐し、第41航空師団の所属となった。

また、F-102の第40迎撃戦闘中隊は、米本国に引き揚げる。

9月

・ジェットエンジンテスト用消音装置が5基設置される。

昭和39年

・基地周辺の一部の地区でNHKより、テレビ受信料の半額免除制度が始まる。

昭和40年2月

・ベトナム戦争米軍北爆開始

4月

・第6441戦術戦闘航空団が編成され、第35、36及び第80戦術戦闘機中隊、第6091偵察飛行隊が傘下となる。

7月

・戦略輸送機の主力であるC-141スターリフターが、初飛来する。

11月

・基地と福生町で「消防活動相互援助協定」を締結する。

昭和41年7月

・防衛施設周辺の整備に関する法律公布（49年6月廃止）

- 11月 ・第6441戦術戦闘航空団が解散し、傘下の部隊は第41航空師団の所属に戻る。
- 昭和42年2月 ・横田基地の南側の昭島市及び福生町の地域において井戸に油が流入している事故が発生。
- 3月 ・防衛施設周辺の整備等に関する法律（昭和41年法律第135号）に基づく特定防衛施設に指定される。（飛行場周辺の建物等の移転補償、土地の買い入れができる区域）
- 昭和43年1月 ・第41航空師団が解散し、第347戦術戦闘機連隊が編成された。所属機がF-105DからF-4Cファントム戦闘爆撃機に代わり、極東戦闘部隊の最重要基地となった。
- 3月 ・飛行場南側進入表面下の昭島市堀向地区の社宅220戸の集団移転が完了。
- 昭和44年3月 ・パッセンジャーターミナルが完成した。
- 4月 ・防衛施設周辺の整備等に関する法律（昭和41年法律第135号）に基づく指定区域及び除外区域の告示がある。
- 12月 ・立川基地の航空機の運航が停止されC-130ハーキュリーズをもって第36航空救難救助中隊が移駐した。
- 昭和45年3月 ・在日米軍から、防衛施設庁へ立川基地等の駐留軍等従業員1,583名を、昭和46年6月20日付で解雇する旨の通告がある。（横田関係238名）
- 5月 ・旧16ゲート部分約10,800㎡及び滑走路の南東側面17,000㎡を提供。
- 6月 ・日米安保条約自動継続。
- 〃 ・立川基地にあった諸部隊は、横田基地の第347戦術戦闘機連隊の隷下に、或は国外に移動する。
- 7月 ・超大型輸送機C-5Aギャラクシーが初飛来する。
- 10月 ・ベトナム戦争米軍北爆停止を声明。
- 12月 ・第12回安全保障協議委員会において、在日米軍部隊の配置変更に伴う施設の整理統合が協議され、横田飛行場に関してはF-4機は、昭和46年末までに沖縄へ、また、偵察部隊は米本国に移駐することになった。また、この関係で約1万人の日本人従業員の大量解雇を伴う予定とされた。
- 〃 ・在日米軍司令部から、防衛施設庁へ上記の会議で在日米軍基地の整理統合に伴う駐留軍等従業員の人員整理として、陸海空軍合わせて8,431名を昭和46年3月～6月末の間に解雇する予定との通告がある。
- 〃 ・横田基地第347戦術戦闘機連隊司令官が、横田基地日米連絡協議会会員を招き、横田基地の動向を発表する。

1. 第347戦術戦闘機連隊は解消され、兵員及び飛行機は嘉手納基地に吸収、偵察技術中隊は、昭和46年6月末までに米本国に撤収、第347連隊所属の第80戦術戦闘機中隊は解散。

2. これに伴い、横田基地の軍人1,800名、家族を含めると約5,000名が削減され、駐留軍等従業員約350名が人員整理される。

昭和46年5月 ・ F-4Cファントム戦闘爆撃機群が沖縄・米本国に移駐し、第347戦術戦闘機連隊は、沖縄の嘉手納基地第18戦術戦闘機隊に編入された。この時点で、それまでの戦術基地としての機能はなくなり、第6100基地管理連隊が発足し、C-141、C-5A等の軍用輸送機のほかDC-8、ボーイング727その他米軍チャーター民間機の発着する極東空輸中継基地へと機能を一変した。

昭和46年7月～51年3月

・ 在日米軍施設区域の整理統合が行われ、練馬区のグランドハイツ及び武蔵野市のグリーンパーク（武蔵野住宅地区）の返還条件として横田基地内に代替施設（住宅190棟、1,050戸、附帯施設38棟）が建設される。

8月 ・ 10月に返還される羽村学校地区の代替施設が建設される。

11月 ・ 第6100基地管理連隊は、第475基地管理連隊と名称を改め更に米空軍横田基地在日管理司令部（第475航空団、475th Air Base Wing）と呼称することになり、所沢、大和田通信施設等の米空軍施設の管理にも当たることとなった。

12月～47年3月

・ 新倉庫地区の代替施設が建設される。

昭和47年1月 ・ 当時の福田外相が「関東地区の米軍施設を3年間で横田基地に整理統合することがロジャース米国防務長官との間で合意に達した」と発表する。

2月 ・ 横田基地北側地域地区約76,600㎡が追加提供される。

3月 ・ ミドルマーカー用地437,500㎡、電力線地域259㎡及び電波障害クリアランス地域16,488㎡の計16,747㎡が追加提供される。

4月 ・ 米軍、北爆再開。

5月 ・ 沖縄返還。

〃 ・ 滑走路南側にミドルマーカー（中間標示信号所）を設置する。

9月 ・ 東京都は、基地内の都有地の明渡しを求める訴訟を提起したが、昭和54年10月基地をとりまく諸般の情勢を勘案し訴訟を取り下げた。

昭和48年1月 ・ 防衛施設庁長官から、3市2町に対して横田集約についての説明、協力要請がある。

- ・第14回日米安全保障協議委員会が外務省で開かれ、関東平野地区における空軍施設（府中空軍施設、立川飛行場、関東村住宅地区等）の大部分を横田基地に整理統合する関東空軍施設整理統合計画（K. P. C. P）が決定された。
- ・ベトナム和平協定調印（1月28日発効）
- 4月
 - ・関東空軍施設整理統合計画が3ヶ年間の予定で開始された。
- ・福生市と立川市の境界の一部変更がある。（基地による飛地部分であった基地内の国有地）
- 6月
 - ・議会に横田基地集約対策特別委員会が設置され、法改正運動に取り組む。
- ・在日米軍は、空軍機能の統合に伴い、立川基地等の駐留軍等従業員763名の整理を防衛施設庁へ通告する。（横田関係345名）
- 8月
 - ・武蔵村市道43号線拡幅用地として土地の一部（227㎡）返還される。
- ・米軍によるミドルマーカー建設工事が完了し作動を開始する。
- 昭和49年3月
 - ・昭島市堀向地区の移転指定区域内の約570世帯が移転。
- 6月
 - ・防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律が公布、施行される。
- ・在日米軍は、空軍機能の統合に伴い、府中空軍施設等の駐留軍等従業員632名の整理を防衛施設庁へ通告する。（横田関係158名）
- 11月
 - ・在日陸海空三軍の調整等を主任務とする在日米軍司令部及び日本、韓国の米空軍を統轄する第5空軍司令部が府中空軍施設から移転してきた。
- 12月
 - ・福生市と東京防衛施設局の間で「飛行場への給水協定」を締結する。
- 昭和50年3月
 - ・防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に基づき特定防衛施設に指定される。
- 4月
 - ・ベトナム戦争終結。
- 7月
 - ・市内の基地周辺地区で住宅防音工事の申し込みと工事が始まる。
- 9月
 - ・第374戦術航空団傘下の第345戦術空輸部隊が沖縄の嘉手納基地からC-130Eハーキュリーズ16機を伴って移駐する。
- 昭和50年
 - ・基地内に建設された施設によるテレビ受信障害が発生していたが、これを解消する共同受信施設工事が開始される。
- 昭和51年1月
 - ・基地と東京消防庁との間で「消防相互応援協定」が締結される。
- 4月
 - ・基地周辺の住民の一部が、同年（第1次、41名）と翌52年11月（第2次、112名）の2回にわたり、米軍機の夜間飛行の禁止と騒音被害に対する損害賠償を求める公害訴訟を国を相手どり東京地方裁判所八王子支部に提起する。
- 6月
 - ・米韓合同軍事演習（チームスピリット）が始まる。現在も実施時期を変え行っている。

いる。

- 8月・第18ゲートを新設し使用を開始する。病院、倉庫等約50千㎡が完成する。
- 昭和52年8月・高層住宅3棟、210戸完成する。
- 11月・立川基地が全面返還される。
- ”・都道2・1・5号線用地としてアプローチライト部分351㎡が返還される。
- 昭和53年3月・東住宅地区沿の立川市道1068号線用地として145㎡が返還される。
- 9月・航空機事故による被害が発生した場合の連絡調整体制の整備及び提供施設、区域現地関係機関連絡協議会の整備についての通達がある。（56年2月東京都関係連絡会議発足）
- 昭和54年2月・横田基地に隣接している国道16号線の交通渋滞を解消するため、拡幅に要する土地の一部38,996㎡が、当該地に所在する住宅建物等の移設工事を、原因者負担で実施するという条件の下に日米合同委員会において返還されることが合意された。
- 3月・関東空軍施設整理統合計画終了。この計画に基づき、日本政府は総額401億円を費やし、住宅275戸、在日米軍司令部庁舎、下士官クラブ、体育館、病院、倉庫、学校、劇場、教会、FEN施設等を建設した。
- ”・国道16号線拡幅のため移設工事及び基地内の家族住宅、兵員宿舎、管理施設等基地提供施設の整備工事（通称思いやり工事）に着手する。
- 8月・防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律第4条、第5条の規定により第1種区域（WECPNL85以上）第2種区域（WECPNL90以上）が指定された。
- 10月・基地内都有地明け渡し訴訟が取り下げられる。
- 昭和55年1月・基地常駐機UH-1Pに代わりUH-1Nが配備された。
- 4月・国道16号線拡幅の代替地として、米軍構成員の住宅等建設用地31,825㎡（ジャパマ地区）を追加提供することが閣議決定された。
- 8月・熊川交差点拡幅用地として、南側アプローチ用地742㎡が返還される。
- 9月・防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律第4条の規定による第1種区域（WECPNL80以上）が追加指定された。
- 昭和56年2月・航空機事故等連絡調整体制の整備について、東京都関係連絡会議発足。
- 7月・東京地裁八王子支部は、横田基地騒音公害訴訟において、損害賠償請求については受忍限度を超えると認め、国に対して原告114名に過去分の慰謝料の一部の支払いを命ずる判決を出した。また、飛行差し止めについては却下された。

- 〃 ・国、原告とも上記を不服として、東京高裁に控訴した。
- 8月 ・法務省入国管理局横田出張所庁舎用地として747㎡が返還された。
- 昭和57年6月 ・国道16号線拡幅に伴い横断歩道橋用地23㎡が返還された。
- 7月 ・米軍機の夜間飛行の禁止、騒音被害に対する損害賠償を求める第3次訴訟が、第1次第2次訴訟団の家族605名から東京地裁八王子支部に提起された。
- 昭和58年～ ・国道16号線拡幅のための基地内移設工事は完了したが、基地内提供施設整備工事は現在も引き続き実施されている。
- 1月 ・米空母ミッドウェーの艦載機E-2B（現在はE-2C）による離着陸訓練が開始された。この訓練は関係市町の中止要請にもかかわらず現在も実施されている。
- 昭和59年3月 ・防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第4条の規定により第1種区域（WECPNL75以上）が追加指定された。
- 昭和60年1月 ・横田基地常駐機T-39セイバーライナー機に代わってゲイツ・リアジェットC21A2機が配備された。
- 9月 ・国道16号線拡幅に伴う用地約39,000㎡が返還された。
- 昭和62年7月 ・東京高裁による横田基地騒音公害訴訟控訴審判決が出された。これにより損害賠償額は積み増しされたが、夜間飛行差し止め請求は却下された。国、原告とも上告する。
- 昭和63年4月 ・国道16号線拡幅工事（幅員21m）が完了する。
- 7月 ・在比米空軍クラーク基地から後方支援部隊の5部隊（第600空軍音楽隊、第1837電子機器設置隊第1派遣隊、太平洋通信師団分遣隊A班、第9航空医療救難飛行隊、第20航空医療空輸隊）の移駐計画が発表され、再三にわたる中止要請にもかかわらず、移駐が開始された。
- 平成元年3月 ・東京地裁八王子支部で第3次横田基地騒音公害訴訟の一審判決があり、夜間飛行差し止め請求は却下されたが、過去の損害賠償請求の一部は認められ、被害について時効となった3名を除く原告全員（596名）に、慰謝料の支払いを命じた。
- 〃 ・国、原告双方とも、上記を不服として控訴した。
- 9月 ・5部隊の移駐が完了し、軍人195名と家族185名計380名と3機のC-9が移駐してきた。
- 〃 ・在比米空軍クラーク基地からの移駐部隊の追加発表がある。追加部隊は、第21戦術空輸飛行中隊である。なお、これらの部隊移駐については、市及び市議会が中止要請を行っている。
- 12月 ・C-130関係部隊の移駐が12月末で完了し、軍人106名と家族158名計

264名と4機のC-130が移駐した。この結果C-130は20機となった。
この部隊移駐に伴い、第374戦術空輸航空団が横田へ配属となり、第316戦術空輸群司令部は解散して、C-130関係部隊は第345戦術空輸飛行隊と第21戦術空輸飛行隊となった。

- 平成3年1月 ・中東湾岸戦争勃発。
- 2月 ・中東湾岸戦争終結。
- 7月 ・東京都が、初めて国及び米軍に対してNLPの中止要請を行う。
- 8月 ・米軍が、初めて硫黄島でNLPを実施する。
- ” ・米空母ミッドウェー退役のため離日。
- ” ・リチャードEハーリー中将在日米軍、第五空軍司令官に就任。
- 9月 ・米空母インディペンデンスが横須賀港に初入港。
- ” ・米空母艦載機による訓練の中止要請先を拡大し、初めて内閣総理大臣、米国大使、在日米海軍司令官、西太平洋艦隊航空司令官に対しても行う。
- ” ・東京都が東京防衛施設局長宛に、横田基地等の返還を文書で要請。
- 12月 ・初めてジェット機（S-3B）による離着陸訓練が実施され、過去最高の91ホン（市役所屋上）を記録。
- 平成4年1月 ・横田基地内のメリーランド州立大横田分校が、日本人に門戸を開放する。
- 4月 ・米軍の再編成計画の一環として、第475航空団と第374戦術空輸団が合併し、基地管理部隊として第374空輸航空団が活動を開始する。
- 6月 ・マイケルJ. マッカーシー大佐が第374空輸航空団の司令官に就任。
- ” ・横田空域（関東西武から新潟、静岡両県にまたがる高度6,900m以下の空間）のうち、空域全体の約10％に当たる、日野市から三浦半島や伊豆半島にかけての南側の一部が返還される。
- 7月 ・国有地のうち引き込み線部分約16㎡が返還される。
- 11月 ・マッカーシー大佐、昇格し准将となる。
- 平成5年2月 ・最高裁で「横田基地第1・2次騒音公害訴訟」の判決があり、1・2審判決を支持し夜間飛行差し止めは棄却、過去分の損害賠償を認める。
- 5月 ・基地内の北住宅地区の工事現場で、第2次大戦で使用されたとみられる250kgの不発弾が発見される。
- ” ・東京高裁は、第3次横田基地騒音公害訴訟に関し、原告、被告双方に和解をすすめた。
- 7月 ・陸上自衛隊により不発弾が処理された。

- 11月 ・横田基地内で68キロリットル（ドラム缶約340本分）の航空機燃料漏れが判明した。
- ” ・第3次横田基地騒音訴訟に関する和解案が東京高裁から提示された。
- ” ・横田基地で初めて艦載機の戦闘機・攻撃機の離着陸訓練が行われ、2日間（夜間のみ）で市役所に寄せられた苦情は316件であった。
- ” ・日米合同委員会において、夜10時から翌朝6時までの飛行制限が合意された。
- ” ・リチャードB. マイヤーズ中将在日米軍、第五空軍司令官に就任。
- 平成6年2月 ・第3次横田基地騒音訴訟の和解協議決裂。
- 3月 ・第3次横田基地騒音訴訟の東京高裁判決が出て、原告、被告ともに上告断念する。
- 8月 ・ケネスW. ヘス准将が、第374空輸航空団の司令官に就任。
- 9月 ・基地住宅の下水道料金算定基準について、見直しを司令官に要請。
- 11月 ・「横田基地飛行差し止め訴訟団」が発足。
- 12月 ・昭島市、福生市などの住民320人が、国に対して新たに総額9億2千万円の損害賠償と、夜間、早朝の訓練飛行差し止めなどを求める訴訟を東京地方裁判所八王子支部に起こした。
- 平成7年3月 ・横田基地で初めて陸軍、海軍、空軍、海兵隊の4軍合同による防空演習（Air Defense Exercise '95）が行われ、戦闘機など30機が集結した。
- 8月 ・艦載機訓練の中止要請を初めて英文にて行う。
- 10月 ・航空機燃料漏れに関する最終報告書が公表される。
- 10月 ・航空機燃料除去作業開始される。
- ” ・航空機燃料漏れ現場確認。
- 11月 ・エドワードL. ラファンテイン大佐が第374空輸航空団の司令官に就任。
- ” ・基地住宅の下水道料金算出方法につき平成8年度から改定することで合意。
- 平成8年1月 ・基地内環境保全説明会及び航空機燃料漏れ現場確認。

(3) 面積と所在区域

○ 規 模

総面積 約7. 1 3 6 km²

(東西約2. 9 km, 南北約4. 5 km, 周囲約1 4 km)

内 訳

	面 積	構 成 比
国 有 地	7. 0 7 1 km ²	9 9. 1 %
都 有 地	0. 0 3 4 km ²	0. 5 %
民 公 有 地	0. 0 3 1 km ²	0. 4 %

○ 所在地域

市 町 名	提 供 面 積 (km ²)	提供面積の割合 (%)	市町行政面積 (km ²)	行政面積に占める 割合 (%)
福 生 市	3. 3 1 7	4 6. 5	1 0. 2 4	3 2. 4
武 蔵 村 山 市	0. 9 9 0	1 3. 9	1 5. 3 7	6. 4
立 川 市	0. 2 9 0	4. 1	2 4. 3 8	1. 2
昭 島 市	0. 0 2 1	0. 3	1 7. 3 3	0. 1
羽 村 市	0. 4 1 7	5. 8	9. 9 1	4. 2
西多摩郡瑞穂町	2. 1 0 1	2 9. 4	1 6. 8 3	1 2. 5
計	7. 1 3 6	1 0 0	9 4. 0 6	7. 6

(4) 基地の現況

ア. 管理部隊・使用部隊

[管理部隊]

米空軍第3 7 4 空輸航空団

[使用部隊]

在日米軍司令部

第5 空軍司令部

第3 7 4 空輸航空団 (作戦群、装備群、支援群、医療群)

第2 1 医療航空小隊 (C-9 3機)

第3 6 空輸中隊 (C-1 3 0 1 9機)

第4 5 9 空輸中隊 (C-2 1 A 4機)

” (UH-1 N 4機)

空軍特別調査部（OSI）第46地区司令部

第20気象中隊17分遣隊

沿岸警備隊極東支部

第41救難気象偵察団A作戦所

太平洋通信師団作戦施設A

空軍音楽隊

第1837電子機器設置隊第1派遣隊

第7602航空諜報群第1分遣隊

EX日本事務所

国防総省太平洋地区学校事務所

米軍極東放送（FEN）等

イ. 歴代基地司令官及び組織表

[歴代基地司令官]

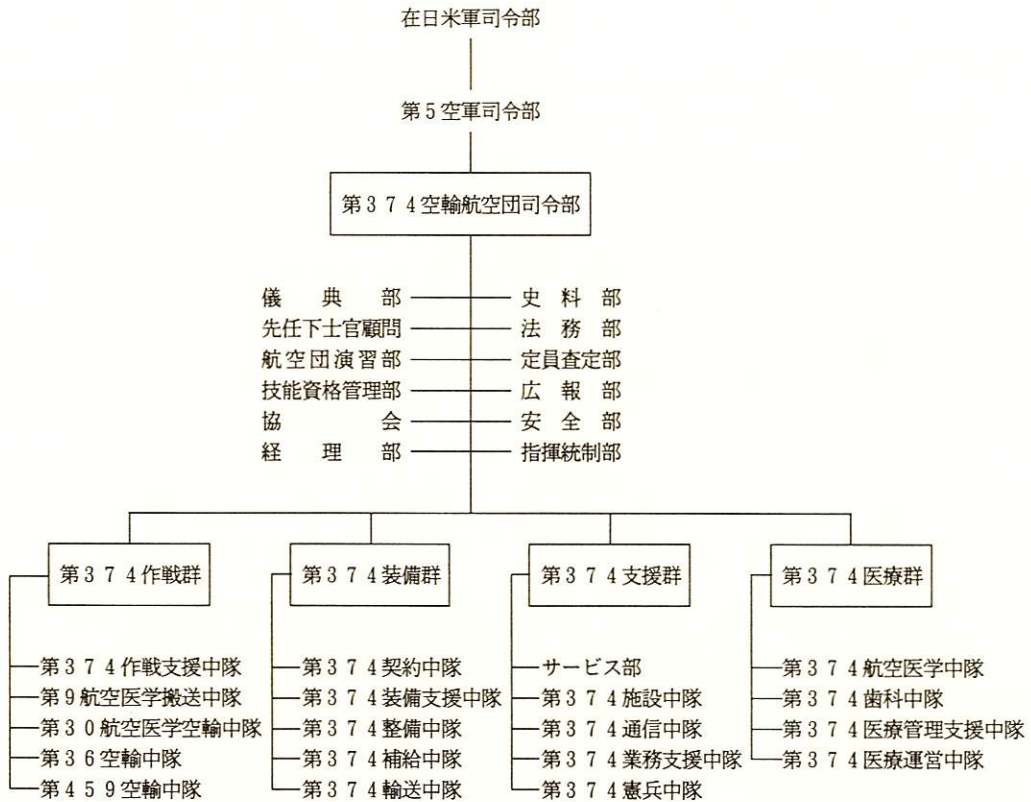
氏 名	任 期
ニコラス アラビニコ大佐	※1（S46. 5. 15～47. 1. 25）
ジョン N グロウJ R. 大佐	（S47. 1. 25～47. 12. 1）
ジョン C リード大佐	（S47. 12. 1～50. 11. 11）
シャーマン R スティーブソン大佐	（S50. 11. 11～53. 6. 9）
ジョン T エーベル大佐	（S53. 6. 9～54. 5. 25）
アンソニー J ブルスニック大佐	（S54. 5. 25～55. 6. 27）
ドゥエイン C オーベルグ大佐	（S55. 6. 27～57. 6. 27）
ベリー J ハワード大佐	（S57. 6. 27～58. 10. 17）
ゴードン L ウォールフィール大佐	（S58. 10. 17～61. 4. 22）
エドワード P フライ大佐	（S61. 4. 22～63. 1. 8）
リチャード T スウォープ大佐	（S63. 1. 8～H元. 6. 30）
チャールス W シャクソン大佐	（H元. 6. 30～2. 6. 20）
チャールス L フォックス大佐	（H2. 6. 20～4. 3. 31）
ジョージ R デューラムJ R. 大佐	※2（H4. 4. 1～4. 6. 10）
マイケル J マッカーシー准将	※3（H4. 6. 11～6. 8. 29）
ケネス W ヘス准将	（H6. 8. 30～7. 11. 14）
エドワード L ラファンティン大佐	（H7. 11. 15～ ）

※1 S46. 11. 1基地管理部隊である第6, 100基地管理連隊が第475基地管理連隊と名称を改め発足（後の第475航空団）

※2 H4. 4. 1基地管理部隊として第374空輸団が活動開始

※3 H4. 11. 30付けで、大佐から准将に昇格

[第374空輸航空団組織図]



ウ. 施設等の状況

[主な施設]

◎ 滑走路 延長3,350m×幅員60m 1本

オーバーラン 南側305m 北側300m

◎ 滑走路及び付帯施設. 管制塔. 誘導路. 格納庫. 駐機場. 整備工場. 通信施設. パッセンジャーターミナル. 在日米軍司令部. 第5空軍司令部. 第374空輸航空団司令部. 消防署. 兵員宿舎. 将校宿舎. 家族住宅. 病院. 診療所. 教会. 小中高等学校. 大学. 幼稚園. 各種事務所. 倉庫. 小銃射撃訓練場. 犬訓練場. 弾薬庫. 自動車修理工場. クリーニング場. 洗車場. 銀行. 各種売店. AAFEC (スーパーマーケット). 劇場. 美容院. 理髪店. 製パン工場. 集会場. 兵員食堂. 将校クラブ. 下士官クラブ. 従業員宿舎. 従業員食堂. ごみ処理場. ボイラー場. 図書館. 電話局. 郵便局. FEN (極東放送局). 体育施設 (体育館. 野球場. ボーリング場. テニスコート. フットボールグラウンド. プール. ミニゴルフコース. ゴルフ練習場. レクリエーション施設等) 等

エ. 人 口 (8. 3. 1現在)

軍人・軍属	4, 8 0 4名
家 族	4, 6 5 5名

計	9, 4 5 9名
日本人従業員	1, 6 4 3名

[基地人口の推移]

(毎年3月1日現在)

年次区分	軍人軍属	家 族	計
昭和45年	約 7, 1 0 0人	約 6, 0 0 0人	約13, 1 0 0人
昭和50年	約 6, 7 0 0人	約 8, 0 0 0人	約14, 7 0 0人
昭和55年	約 4, 6 0 0人	約 5, 5 0 0人	約10, 1 0 0人
昭和56年	約 4, 8 0 0人	約 5, 1 0 0人	約 9, 9 0 0人
昭和57年	約 4, 7 0 0人	約 5, 2 0 0人	約 9, 9 0 0人
昭和58年	約 4, 7 0 0人	約 5, 9 0 0人	約10, 6 0 0人
昭和59年	約 4, 9 0 0人	約 5, 3 0 0人	約10, 2 0 0人
昭和60年	約 5, 0 0 0人	約 5, 9 0 0人	約10, 9 0 0人
昭和61年	約 6, 1 0 0人	約 6, 1 0 0人	約12, 2 0 0人
昭和62年	約 6, 7 0 0人	約 7, 2 0 0人	約13, 9 0 0人
昭和63年	約 6, 5 0 0人	約 5, 6 0 0人	約12, 1 0 0人
平成元年	約 6, 1 0 0人	約 5, 6 0 0人	約11, 7 0 0人
平成2年	約 5, 5 0 0人	約 5, 7 0 0人	約11, 2 0 0人
平成3年	約 5, 2 0 0人	約 4, 8 0 0人	約10, 0 0 0人
平成4年	約 5, 4 0 0人	約 5, 1 0 0人	約10, 5 0 0人
平成5年	約 5, 8 0 0人	約 5, 0 0 0人	約10, 8 0 0人
平成6年	約 5, 8 0 0人	約 5, 2 0 0人	約11, 0 0 0人
平成7年	約 4, 8 0 0人	約 4, 9 0 0人	約 9, 7 0 0人
平成8年	約 4, 8 0 0人	約 4, 7 0 0人	約 9, 5 0 0人

オ. 常駐機と飛来する主な飛行機

◎ 常駐機

C-130 (ハーキュリーズ) 輸送機	19機
C-9 (ナイチンゲール) 医療空輸機	3機
C-21 (リアジェット) 輸送、連絡機	4機
UH-1N ヘリコプター	4機

◎ 飛来機

C-5A. C-141A. C-135. B-747. DC-8. DC-9. DC-10. F-4. F-15. F-16. FA-18. A-3. A-4. A-6. A-7. OV-10. KC-135. P-3C. YS-11. E-2C. C-1. E-3A. E-4B. S-3B. AV-8B. EA-6B. C-2. C-17等

〔主な飛行機〕

◎C-130 (ハーキュリーズ)

ターボプロップ4発の軍用中距離輸送機。
第36空輸中隊の主力機。横田基地で年間を
通じて離発着の最も多い機種で全体の半数近
くを占めていると思われる。市内上空で訓練
飛行を行う機種は、大半がC-130である。ターボプロップエンジンのため、他の航空機に比
べ騒音は小さく音質も高周波成分が少ない。



◎C-9 (ナイチンゲール)

ジェット2発の中型機で主に米軍人等の傷病人の輸送に
当たっているが、市内上空での訓練飛行にも使用されてお
り、比較的騒音は大きい。



◎C-21 (リアジェット)

昭和60年1月、CT-39(3機)の退役に伴い、横
田基地に配備された小型のジェット機(汎用機)で、アメ
リカのビジネス用ジェット機として多く採用されている。
ターボファン双発で低騒音のため、測定記録されることは
まれである。



◎C-5A (ギャラクシー)

ジェット4発の世界最大級の輸
送機。いわゆるジャンボジェット
機(B-747)より一回り大き
く、激しい騒音と共に低空時の威
圧感は、すさまじい。



◎C-141A (スターリフター)

ジェット4発の大型長距離輸送
機で米空輸軍団(MAC)の主力



機。激しい騒音を発しC-5A、KC-135等と共に高度が低くなる基地近傍地域では100

d B (A) を超えることも少なくない。

◎KC-135

ジェット4発の空中給油機で燃料満載時に離陸するときはC-5Aを上回る騒音を発生する。



◎E-2C (ホークアイ)

早期警戒機。双発のターボプロップで米空母の艦載機である。横田基地で離着陸訓練を行い、低空で市内上空を旋回するため、市民から騒音に対する苦情が多い。

◎S-3B (バイキング)

艦上型ジェット対潜機。米空母の艦載機である。

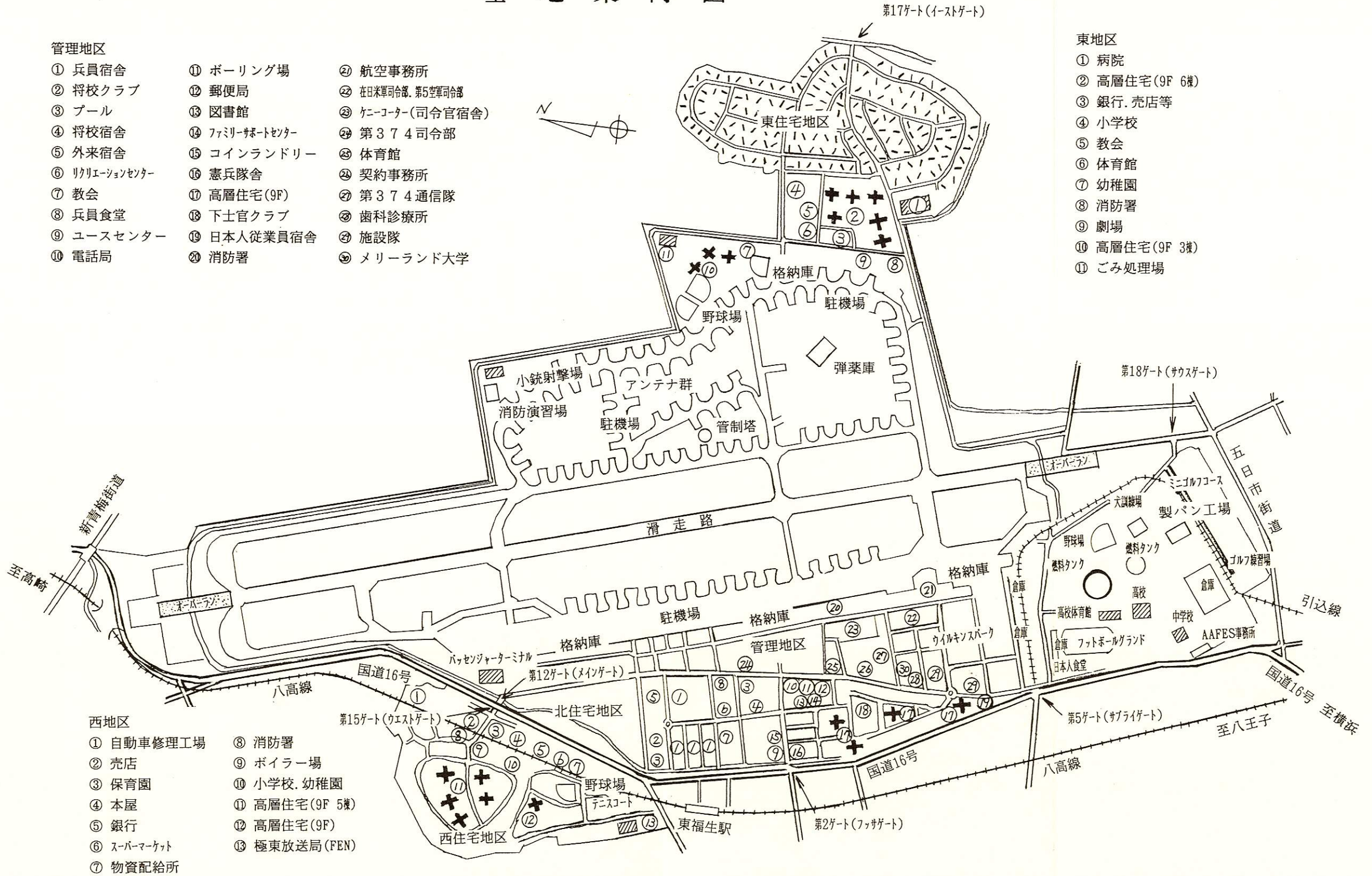
対潜探知システムや対潜攻撃兵器を装備している。

E-2Cと同様、横田基地で離着陸訓練を行い、独特の金属音を出す。

カ. その他

- ・ 航空燃料は、JRの貨車輸送によって行なわれており、主として、鶴見貯油施設から、南武線、青梅線を経由して拝島駅からの引き込み線により運ばれ(1日3往復)、基地内のタンクに貯蔵されている。燃料タンクは昭和46年に設置された5万バーレルのものが一基と昭和63年に設置された半地下履土式の10万バーレルのものが一基設置されている。

基地案内図





▲ 第2ゲート（フッサゲート）



▲ 在日米軍第5空軍司令部



▲ 第374空輸航空団司令部



▲ FEN極東放送局



▲ パッセンジャーターミナル



▲ 病 院



▲ 将校クラブ



▲ 下士官クラブ



▲ 兵 員 宿 舎



▲ 教 会



▲ 高 層 住 宅

(5) 在日米軍の現状等

〔現 状〕

- ① 在日米軍は、司令部を東京都の横田飛行場に置き、司令官は、第5空軍司令官を兼務している。司令官は、わが国の防衛を支援するための諸計画を立案する責任を有し、平時には、在日米陸軍司令官と在日米海軍（在日米海兵隊を含む。）司令官に対して調整権を持ち、緊急事態発生時には、在日米軍の諸部隊及び新たに配属される米軍部隊を指揮することになっている。
- また、在日米軍司令官は、わが国における米国の軍事関係の代表として、防衛庁及びその他の省庁との折衝を行うとともに、地位協定の実施に関し外務省と調整する責任を持っている。
- ② 在日米陸軍は、司令部（第9軍団司令部）を神奈川県のカンパ座間に置いており、管理、補給、通信などの業務を主な任務としている。
- ③ 在日米海軍は、司令部を神奈川県の横須賀海軍施設に置き、主に第7艦隊に対する支援に当たっている。神奈川県の厚木飛行場は米海軍航空部隊が、主として艦載機の修理及び訓練基地として使用している。また、青森県の三沢飛行場と沖縄県の嘉手納飛行場には、対潜哨戒飛行隊が配備されている。
- ④ 海兵隊は、沖縄県のキャンプ・コートニーに第3海兵機動展開部隊司令部を置き、1個海兵師団と1個海兵航空団からなる強襲兵力を擁している。
- ⑤ 在日米空軍は、司令部（第5空軍司令部）を横田飛行場に置いている。嘉手納及び三沢飛行場には、それぞれ1個戦術戦闘航空団が配備され、また、横田飛行場には1個戦術空輸団が配備されている。
- ⑥ 在日米軍の兵力は、約4万5,300人（陸軍約1,900人、海軍約6,900人、海兵隊約2万1,200人及び空軍約1万5,300人、平成6年6月30日現在）である。「平成7年度版防衛ハンドブック」

〔施設・区域〕

在日米軍専用の施設・区域の土地面積は約316km²であり、その約75%が沖縄県に所在する。

なお、自衛隊は、日米安全保障条約に基づく地位協定により、在日米軍の施設・区域のうち約35km²を共同使用している。

※在日米軍施設・区域（土地）の用途別使用状況

演習場	約168km ²	約53%
飛行場	約58km ²	約18%
倉庫	約42km ²	約13%
その他	約48km ²	約15%

（平成7年度版日本の防衛）

(6) 米太平洋軍の配備・展開状況

米太平洋軍は、ハワイに司令部（CINCPAC）を置き、不測の事態に迅速かつ柔軟に対応するとともに、地域の安定を確保するため、海・空軍を主体とする戦力を太平洋及びインド洋に前方展開している。

戦力構成は次のとおりである。

陸軍は、2個師団約5万5千人から構成され、韓国に1個師団を置くほか、ハワイに司令部を置く太平洋陸軍の下に1個師団（ハワイ）を配置している。

海軍は、ハワイに司令部を置く太平洋艦隊の下、西太平洋とインド洋を担当する第7艦隊、東太平洋やベーリング海などを担当する第3艦隊などから構成され、主要艦艇約120隻、約119万トンを擁している。

両艦隊は、米本土西海岸、ハワイ、日本、グアム、ディエゴガルシアなどの基地を主要拠点として展開している。

海兵隊は、太平洋艦隊の下に、米本土と日本にそれぞれ1個海兵機動展開部隊を配置しており、兵員約6万7千人、作戦機約290機を有している。

空軍は、ハワイに司令部を置く太平洋空軍の下に、日本に第5空軍、韓国に第7空軍、アラスカに第11空軍を配置しており、作戦機約320機を有している。

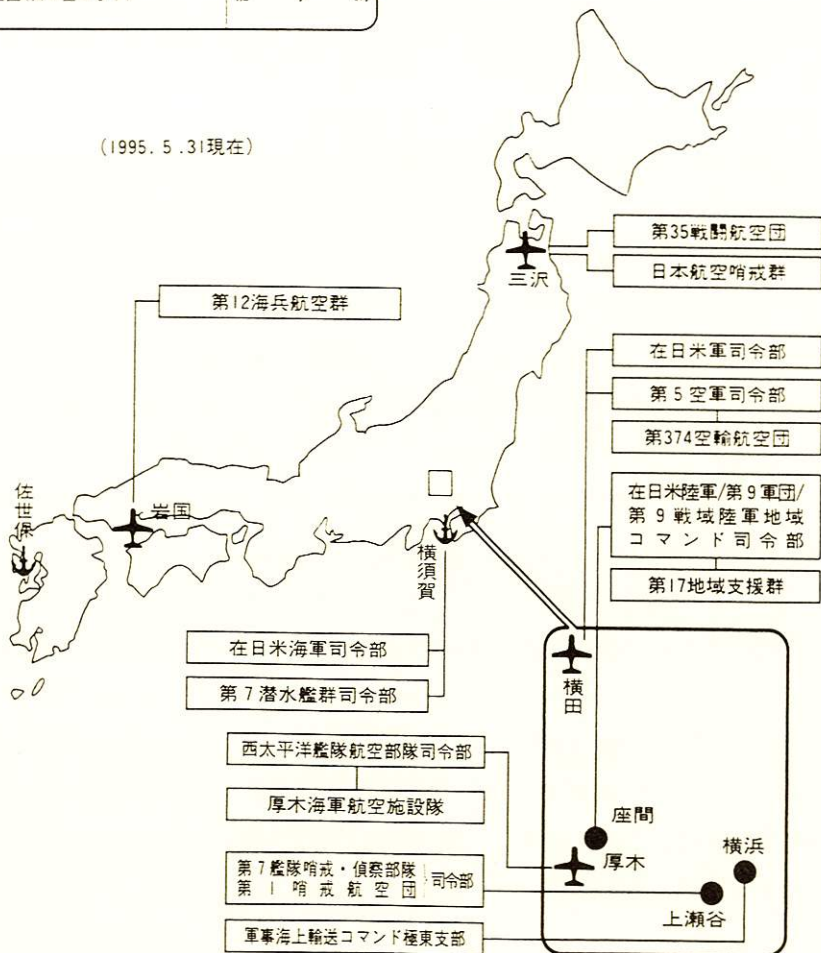
（平成7年度版日本の防衛）

沖縄における在日米軍の配置

部 隊 名	所 在 地
陸軍 第10地域支援群(在日米陸軍き下) 第1特殊部隊群(空挺)第1大隊	トリイ
海軍 沖縄艦隊基地隊/ 嘉手納海軍航空施設隊 (西太平洋艦隊航空部隊き下) 沖縄航空哨戒群 (第7艦隊哨戒・偵察部隊き下)	嘉手納
海兵隊 第3海兵機動展開部隊(第7艦隊き下) 第3海兵師団 第4海兵連隊 第12海兵連隊 第31機動展開隊司令部 第1海兵航空団司令部 第36海兵航空群 S.D.バトラー海兵隊基地司令部 (太平洋海兵隊基地司令部き下)	キャンプ・コートニー キャンプ・コートニー キャンプ・シュワブ キャンプ・ハンセン 瑞慶覧 キャンプ・コートニー 瑞慶覧 普天間 瑞慶覧
空軍 第18航空団(第5空軍き下)	嘉手納

在日米軍(沖縄を除く)配置の概要

部 隊 機 関 名	所在地
在日米軍司令部(太平洋軍き下)	横田
陸軍 在日米陸軍司令部/第9軍団/第9戦域陸軍地域 コマンド司令部 第17地域支援群(本州米陸軍駐留部隊)	座間 座間
海軍 在日米海軍司令部(太平洋艦隊き下) 横須賀艦隊基地隊 佐世保艦隊基地隊 第7潜水艦群司令部 (太平洋艦隊潜水艦部隊き下) 第7艦隊哨戒・偵察部隊 司令部(第7艦隊き下) 第1哨戒航空団 日本航空哨戒群 西太平洋艦隊航空部隊司令部 (太平洋海軍航空部隊き下) 厚木海軍航空施設隊 三沢海軍航空施設隊	横須賀 横須賀 佐世保 横須賀 上瀬谷 三沢 厚木 三沢
海兵隊 岩国海兵航空基地隊 (S.D.バトラー海兵隊基地司令部き下) 第12海兵航空群(第1海兵航空団き下)	岩国 岩国
空軍 第5空軍司令部(太平洋空軍き下) 第35戦闘航空団 第374空輸航空団	横田 三沢 横田



(7) 関東空軍施設整理統合計画

(K P C P)

(Kanto Plain Consolidation Plan)

〔経過と対応〕

昭和47年1月10日サン・クレメンテで行われた日米首脳会談から帰国した福田外相は、記者会見で、関東地区の米空軍施設を3ヶ年で横田基地に整理・統合すべく、ロジャーズ米国务長官との間で合意に達したと発表した。市としては、これにより、他の地域の基地が返還されることにより横田基地にそのしわよせがなされ、その機能が再編強化されることは必然的であり、今まで以上に基地公害が増大するとし、昭和47年1月19日福田外相に面会し、横田基地集約について反対の申し入れをすると共に、4月13日には、立川・横田周辺市町で構成している、立川・横田基地対策協議会で、横田基地拡充反対に関する要請書を防衛庁を始め関係当局に提出した。

その後、昭和47年12月8日に政府は基地問題に関する関係各省庁連絡会議を開き、在日米軍基地の整理・統合問題は年内に米軍との合意を取り決めるべく方針を固め、昭和48年度に移転費用に係る予算を一部計上することになった。

そして翌昭和48年1月23日の日米安全保障協議委員会において、在日米空軍横田基地に関東平野地域における米空軍施設を向こう3ヶ年以内に整理統合することを決定した。

これに対し、市では、横田基地への整理・統合に強く抗議すると共に総額468億円に及ぶ周辺対策に関する要望書を総理大臣に提出した。

さらに、2月12日に周辺市町3市2町で、政府の基地対策について、の質問書を提出し説明を求めた。

この結果、3月15日に二階堂内閣官房長官から周辺市町長に、「横田飛行場周辺地域における基地対策について」として政府の基本方針の回答があった。内容は「基地対策について積極的な措置をとる方針のもとに目下検討をすすめている。」と前置きして、「当面の措置としましては、横田飛行場について現行防衛施設周辺整備法に基づく基地対策事業をでき得る限り拡充するとともに、関係行政機関による補助事業についても重点的に実施する方針のもとに調整中であり、さらに施設周辺整備事業等の重点実施にかかる地元負担の軽減のため地方債の拡充措置をはかり、また、国有提供施設等所在市町助成交付金については、その重点的配分を行うよう検討中であるので、政府の意のあるところをご了承いただき、今後とも横田飛行場の安定使用につきましてご協力いただけるようよろしくお願いいたします。」となっている。8月6日には3市2町が「横田基地統合計画に関する陳情書」を提出し、基地対策の抜本的改正を求めるとともに、総額1千億円に上る諸事案を要望した。

また、市では8月7日江崎自治大臣に対して、基地交付金の大幅増額の要望書を提出し、さらに、1

0月3日、総理大臣、防衛庁長官外に対して新整備法早期制定化及び特別交付金制度の創設に関する要望書を市議会連名で提出した。

こうした市及び議会、関係市町村等の運動が契機となり、昭和49年6月に新法「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」が施行され、周辺対策のより一層の充実整備が図られるようになった。

なお、KPCPは昭和48年度から昭和53年度にかけて実施され、約401億余円をもって完了している。この計画の実施により、日本政府が横田飛行場内に建設した代替施設は、住宅、在日米軍司令部及び第5空軍司令部施設、病院、倉庫等がある。

〔関東空軍施設整理統合計画（KPCP）の概要〕

1) 返還計画及び返還状況

関東平野における空軍施設を削減し、その大部分を横田飛行場に統合するとともに、次の施設区域を日本側に返還する。

施設名	返還計画	返還予定面積	返還済面積	返還年月日
府中通信施設	一部返還	539千㎡	539千㎡	S. 50. 6. 30
キャンプ朝霞	"	1,172 "	983 "	48. 6. 20
			76 "	49. 9. 6
			45 "	52. 11. 15
			68 "	53. 7. 10※1
立川飛行場 (大和空軍施設含む)	全部返還	6,010 "	140 "	48. 6. 28
			343 "	48. 6. 30※2
			968 "	51. 5. 31
			4,559 "	52. 11. 30
関東村住宅地区	全部返還	1,184 "	1,184 "	49. 12. 10
ジョンソン飛行場	一部返還	1,646 "	1,646 "	48. 6. 29
水戸対地射爆撃場	全部返還	11,478 "	11,478 "	48. 3. 15
計		22,029千㎡	22,029千㎡	

※1 (FEN地区)

※2 (大和地区)

2) 建設状況(空軍施設の返還に伴い横田基地内に建設された代替施設)

- ◆ 第1期工事は、昭和48年12月から工事に始まり、昭和49年8月在日米軍司令部庁舎(第5空軍司令部を含む)及び、将官宿舎3戸が完成し、11月に府中基地から移転した。
- ◆ 第2期工事は、昭和49年度分として空軍病院、EX倉庫、医療品倉庫及び教育施設等が完成した。

- ◆ 第3期工事は、昭和50年度分として高層住宅3棟（210戸）低層住宅15棟（62戸）、下士官クラブ、体育館等が完成した。
- ◆ 第4期工事は、昭和51年度分としてコミュニティーセンター、将校宿舎、ベーカーリー、劇場、教会等が完成した。
- ◆ 第5期工事は、昭和52年度から実施し、昭和53年7月FEN等工事が完成した。

横田基地統合による基地拡充反対に関する要請

政府は去る1月10日、関東地方の米空軍施設をすべて横田基地に移転し、整理統合する計画を発表した。

このことは、基地統合による半永久的存続と基地の拡充につながる一連の措置として解せざるを得ないところである。

このことにより更に基地周辺住民の生活は、一層基地公害による犠牲をしいられることになり、誠に憂慮にたえないところである。

われわれ基地周辺の市町は、地域住民の民生安定のうえから、かゝる基地統合による基地の拡充について、これを容認することは出来ない。

よって、政府当局は、地域住民の意志を尊重し、速やかに平和的措置を講ぜられるよう、ここに地域住民を代表しつよく要請するものである。

昭和47年4月13日

防衛庁長官 殿

防衛施設庁長官 殿

東京防衛施設局長 殿

立川・横田基地対策協議会会長

昭島市長 進 藤 元 義

（加盟市町）

立川市 昭島市 日野市 福生市 武蔵村山市 東大和市 瑞穂町

羽村町 秋多町

立川・横田基地対策に関する要望

政府は、先に関東地区米空軍施設の横田基地への整理統合計画の発表並びに立川基地への自衛隊の移駐等、今や基地問題は、基地周辺地域住民に大きな関心をもたらしているところである。

基地対策については、年々その改善が行われているものの基地を持つ都市に対する行財政的措置については未だ多くの改善を要する問題があり、十分とは言えない。

よってわれわれの要望する当面の問題については、積極的にとりくみ、速やかにこれが実現を期せられるようここに立川・横田基地周辺住民の総意をもって別紙のとおり強く要望します。

昭和47年8月11日

防衛庁長官 殿

防衛施設庁長官 殿

東京防衛施設局長 殿

立川・横田基地対策協議会

会長 昭島市長 進 藤 元 義

(関係市町)

立川市 昭島市 日野市 福生市 東大和市 武蔵村山市 秋川市

瑞穂町 羽村町

(別 紙)

1. 横田基地への統合による基地拡充については、これを中止し、平和的利用措置を講ずること。
2. 航空機騒音規制基準については、米空軍基地にも適用するよう必要な措置を講ずること。
3. 防衛施設周辺整備法に基づく防音工事等全額国庫負担による措置を講ずること。
4. 義務教育施設等の防音施設等に対する維持管理費は全額国庫負担による措置を講ずること。
5. 一戸一室の防音工事を全額国庫負担により早急に実現を図ること。
6. テレビ受信料の全額免除と適用区域の拡大、及び電話料の減免措置並びにテレビ、電話等の受信障害を緩和するため防止技術の開発を積極的に推進すること。
7. 防音工事を必要とする地域の中で現に防音工事の行なわれていない施設に対して早急に解決を図ること。
8. 防音工事を必要とする地域の補助率はすべて同一に措置すること。
9. 基地交付金並びに調整交付金を大幅に増額すること。
10. 遊休施設については、早期にこれを解放し、地域の公共利用の措置を講ずること。
11. 基地の跡地利用については、関係市町の意見を十分尊重すること。

施東第5773号 (TOM)

昭和47年9月21日

立川・横田基地対策協議会

会長 昭島市長 進 藤 元 義 殿

東京防衛施設局長

高 村 清

立川・横田基地対策に関する要望について（回答）

参照：昭和47年8月11日付基地協発第7号「要望書に対する文書回答について（依頼）」

上記参照文書による標記について、下記のとおり回答します。

記

1. 横田基地への統合集約は、住宅及びその付属施設の移設であり基地の強化とはならない。
しかし、横田基地関係各市町に対しては、手厚い手当が必要だと考えるので、本庁等関係機関に強く働きかけて参りたい。
2. 検討中であり、追って回答したい。
3. 防音工事の補助金は、元来全額国庫負担が原則であるが、当該補助に係る工事が地元の利する場合は、その利する限度において補助の割合を減ずることになっており、その割合は1級改築工事は10分の1、2級改築工事は10分の2.5と定められている。ただし、併行工事の場合は全額である。
4. 一般に電灯の経費は同じであるが、「換気、除湿、温度保持」の場合の経費は増大する。現在まで除湿工事約30件、温度保持約20件、防音工事約700校程度実施しているが、大蔵省は学校防音を緊急事とし、「除湿、温度保持」関係は後日ということであり、本件予算は要求しているが実現についてはもう少しお待ち願いたい。
5. 一戸一室の防音工事は特例法でもできない限り、現時点では実現困難であるが、目下実現すべく本庁において鋭意検討中である。
6. テレビの映像のフレ、電話の難聴については解決すべく一步一步前進しており、目下当局試作の改善機器設置の方向に進む考えである。
7. 実情調査のうえ検討する。
8. 実現困難である。
9. 基地交付金並びに調整交付金の増額については、全庁をあげて自治省及び大蔵省等関係機関と協議し、ご要望にそうよう努力したい。
10. 遊休施設の解放は、当然のことで早急に日本側に返還されるよう米側に強く要求する。
11. 返還された跡地利用については、国有財産関東地方審議会で審議されるので、その際関係各市町の意見が十分反映されるよう協力を願いたい。

在日米空軍施設の横田基地集約に伴う要望書

東京都福生市

福生市は日米安全保障条約に基づく「米軍基地の街」として、その総面積10km²という、まれにみる小区域の内3分の1に当る貴重なしかも発展可能の地域を基地として占められて、隣接市との交通は遮断されこれがため都市建設構想の実現に大きな障害を来しております。加えて騒音、地下水の汚染及び教育治安問題等をはじめとする、さまざまな基地公害に悩まされております。

しかし、これも日本の平和維持のためのものであり、また、世界情勢の緩和につれて、これらの弊害も減少するとの観点にたって4万市民は、これらの公害に耐え忍んできました。換言すれば福生市は基地の存在する街として、他市ではみられない不平等な待遇の扱いを受け、永年に亘りさまざまな犠牲を強いられてきました。

しかし、最近に於ける米軍施設の縮小、あるいは返還が促進されている折にもかかわらず米軍基地の集約により数多くの施設を横田基地に集中することとありますが、現状では、基地反対を強く叫ぶ市町に於いては、返還がなされるという実情にあり、当市のみが集約による被害を全面的に被ることは、市民感情を更に陰悪にさせることは明白でありまた、最近市議会においても全面返還を要求すべきとして集約については、横田基地以外の地に実施されたいとの声が高まり、これらは住民の声として受け止めざるを得ない状況であります。

このような情勢の中にあって今後市民が安心して生活できる施策の推進が必要とされますが、これらの施策を推進するには、自治体の力では到底不可能であり、基地所在により被るもろもろの代償として国からの積極的な援助を待つ以外に方途はありません。

昨年、横田基地周辺市町長と政府の関係閣僚との会談におきまして、米軍施設の横田基地への集約化に際しては、「関係地域自治体並びに市民に対しては異論のないよう充分なる配慮を以って措置する」と言明されております。また、去る1月8日地元代議士先生の立会によって行なわれた防衛庁側との会談においても、これらの問題については、充分地元要望を受け入れる旨の発言もなされております。

以上の現状をご理解くだされ一日も早く政府による特別なるご配慮を承り度く文書を以って次の事項を完全実施されることを強く要望いたします。

昭和48年1月11日

総 理 大 臣 殿

防 衛 庁 長 官 殿

防衛施設庁長官 殿

東京防衛施設局長 殿

東京都福生市長 石 川 常太郎

昭和48年1月

横田基地周辺整備事業

東京都 福生市

横田基地周辺整備事業総括表

千円

事業区分	事業費
障害防止対策事業	13,291,911
周辺整備事業	21,737,160
道路関係整備事業	11,808,127
合 計	46,837,198

施東第297号(TFP)

昭和48年1月23日

福生市長

石 川 常太郎 殿

東京防衛施設局長

高 村 清

在日米空軍施設の横田基地集約に伴う要望書について(回答)

横田飛行場に関する諸問題については、かねがね非常なご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

1月11日付けの標記のご要望については、下記のとおり処理したい考えでありますので、何分のご了承と重ねてのご協力をお願いする次第であります。

記

1 昭和48年度事業について

昭和48年度事業費予算については、すでに閣議決定を経て今国会における審議を待っている

ところでありますが、貴福生市にかかる周辺整備事業として当局は、補助金額おおむね4億円程度を予定しており、KPCPという国策を円満に推進するために当該施設周辺対策は、従来にもまして積極的に推進したい考えであります。

また、特別会計においても、リロケーションに関連する周辺の諸事業の実施については、その都度協議申し上げます。

2 その他の事業について

ご要望書記載の各事業のうち、48年度実施予定事業を除いては、目下のところ事業計画並びに予算措置の関係から未検討のものが多く、かつ、他の横田関係2市2町からの要望等が未提出でありますので、これらをあわせ3月末を目途として計画を調整し、48年度中に実施可能なもの、又は49年度予算に要求するものなどの年度別計画を策定したいと考えております。

関東空軍施設の横田基地統合計画

に伴う政府の基地対策について

政府は、去る1月23日米空軍の関東平野地域における施設を横田基地に整理統合する計画を決定しました。

また、田中首相は、第71特別国会における施政方針演説の中で基地問題について「政府は、わが国の独立と安全のため必要な基地は今後とも提供を続けてゆく。同時に、急激な都市化現象などによってひき起こされている基地問題と真剣に取組み、その整理統合を検討するとともに、基地と周辺住民の間に無用な摩擦が生じないように万全の対策をとっていく考えである。」との政府の方針を明らかにされました。

そもそもわが国の独立と安全のための国防は、全国民が等しくその債務を負うべきものであって、ひとり基地周辺住民のみの犠牲に帰すべきものではないと考えます。

今回の関東計画の決定により他の地域の基地が返還されることによって、反面横田基地にそのしわよせがなされ、その機能が再編強化されることは必然的であり、今まで以上に基地公害が増大し、依然として基地周辺住民のみが犠牲を強いられることは、住民感情としてこれを容認することは出来ないところであります。

このような情勢の中にあって、政府は、基地対策の緊急かつ重大性に鑑み、地域住民の民生安定のための基本的な施策をどのように考えておられるのかご質問いたします。

昭和48年2月12日

総理大臣 殿

防衛庁長官 殿

昭 島 市 長	進 藤 元 義
昭島市議会議長	降 矢 善 一
福 生 市 長	石 川 常太郎
福生市議会議長	末 次 性 男
武蔵村山市長	荒 田 重 之
武蔵村山市議会議長	榎 本 彦 治
瑞 穂 町 長	石塚 幸右衛門
瑞穂町議会議長	布 田 仁 平
羽 村 町 長	並 木 周 一
羽村町議会議長	渡 辺 時 三

閣 審 第 1 6 号

昭和48年3月15日

福生市長

石 川 常太郎 殿

内閣官房長官 二階堂 進

横田飛行場周辺地域における基地対策について

かねてより、横田飛行場の提供業務等につきまして、特段のご協力をいただき感謝いたします。

過日、参照文書をもってご照会のありました標記の件について、関係政府機関と協議、調整を行ないましたところを次によりご回答いたしますので、よろしくご了承の程お願いいたします。

先般の第14回日米安全保障協議委員会で合意をみました関東地域における米軍施設の整理は、日米安全保障条約の目的達成と施設周辺地域の発展との調和をはかり、でき得る限り米軍施設の整理、縮小を推進するとの政府の基本方針に基づくものであります。

しかしながら、横田飛行場が主要な施設として存置されることに伴い、これが周辺住民の方々に与える諸般の影響はお申し越しのとおり極めて深刻なものと痛感されるところであります。

政府としましては、このような基地をめぐる現下の情勢及び横田飛行場等防衛上極めて重要な施設の維持の必要性にかんがみ、施設の存在と周辺地域の経済的、社会的発展との調和を保つため、基地対策については積極的な措置をとる方針のもとに目下その検討を進めつつあります。

また、当面の措置としましては、横田飛行場について現行防衛施設周辺整備法に基づく基地対策事業をでき得る限り拡充するとともに、関係行政機関による補助事業についても重点的に実施する方針のもとに調整中であり、さらに施設周辺整備事業等の重点実施にかかる地元負担の軽減のため

地方債の拡充措置をはかり、また、国有提供施設等所在市町助成交付金については、その重点的配分を行なうよう検討中でありますので、政府の意のあるところをご了承いただき、今後とも横田飛行場の安定的使用につきましてご協力いただけるようお願いいたします。

新整備法の早期制定化及び特別交付金制度の創設に関する要望書

東京都福生市

このことについてはかねてより、その早期制定化を図られるよう再三にわたり要望しているところであります。

貴庁におかれても基地問題の重要性にかんがみ現行整備法を廃止し、新たな立法措置により防衛施設周辺的生活環境を積極的に整備する方針をうちだされましたが、これが立法措置を講じられるとともに、特につぎの事項についてその実現を図られるよう強く要望するものであります。

1. 政府は今月末か来月上旬に臨時国会を招集する方針であると新聞報道されているが、新整備法案をこの国会に提案し、その成立を図られたい。
2. 基地の存在に伴う行財政上の阻害要因を基礎とする特別交付金制度を是非とも創設されたい。

昭和48年10月3日

防衛庁長官 殿

防衛施設庁長官 殿

福生市長 石川 常太郎

福生市議会議長 石川 信義

(8) フィリピン クラーク基地からの米軍部隊移駐

(経過と対応)

フィリピンクラーク米空軍基地からの部隊移駐については、昭和63年7月1日、国（東京防衛施設局）より、フィリピンでは後方支援体制が制約されていて十分な活動ができないため、次の5部隊が横田基地に移駐するとの連絡があった。

移駐部隊

- 1) 第600空軍音楽隊
- 2) 第9航空医療救難飛行隊

3) 第20航空医療空輸飛行隊(C-9 三機)

4) 太平洋通信師団の分遣隊A班

5) 第1837電子機器設置隊第1派遣隊

移駐人員

軍人約280人、家族約360人、計約640人

移駐時期

63年7月以降順次開始される。

また、平成元年1月9日、国より、米国の1990会計年度予算計画の中に、クラーク基地から第21戦術空輸飛行中隊がC-130四機と関係部隊を伴って横田基地に移駐するための予算要求がなされているとの情報連絡があり、同年9月13日「C-130四機と関係部隊259人及びその家族が10月以降に移駐することが決定された」との連絡があった。

市及び市議会（横田基地対策特別委員会）では、「これ以上横田基地が拡充強化されることは、住民感情として到底容認することはできない」として、国（外務省、防衛庁、防衛施設庁、東京防衛施設局）及び基地に対し再三にわたり中止要請を行うとともに、都知事、都議会議長とも面会し協力要請を行ったが、5部隊関係は平成元年9月末に、C-130関係部隊は同年12月末に移駐が完了した。

このため離着陸数も増大してきているので、関係機関に対し、安全、騒音防止、民生安定等の諸施策の重点的な推進を図るよう要請しているところである。

移駐内容

(人)

部 隊 名 等	軍 人	家 族	計
第600空軍音楽隊	45	66	111
第1837電子機器設置隊第1派遣隊	11	21	32
太平洋通信師団分遣隊A班	14	13	27
第9航空医療救難飛行隊	100	48	148
第20航空医療空輸飛行隊C-9 3機	25	37	62
第374戦術空輸航空団			
第21戦術空輸飛行隊 C-130 4機	106	158	264
計	301	343	644

在比米空軍部隊の横田基地移駐に関する要請書

福生市の行政面積の3分の1を占める横田基地の存在は、単に行政面積を狭小化させるにとどまらず、市財政を圧迫し更に広域的都市活動や地域開発面で大きな発展阻害要因となっています。

また、いわゆる関東計画の実施により、他の基地が返還される中で、横田の機能は著しく拡充、強化され、これが為、騒音をはじめ、教育、治安、行財政需要の増大等、周辺地域、住民に与えるこれらの諸般の影響は極めて深刻なものがあり、日夜これに対応に苦慮しているところであります。

政府におかれましては、このような問題の解決をはかるため基地周辺対策事業の推進、基地交付金の交付等の施策を講じているところではありますが、国予算の抑制や、多様化する住民要望に十分対応できない現行施策のあり方等、未だ、多くの改善を要する問題があり、これら諸施策の大幅な拡充が強く望まれているところでもあります。

こうした状況の中で、フィリッピン、クラーク基地所属の第20航空医療空輸飛行隊（C-93機）等、5部隊の横田基地への移駐発表に引き続き、第21戦術空輸飛行中隊（C-130 4機）の移駐も計画されているとのことではありますが、このような過去に例のない大規模な海外部隊の移駐が実施されようとしていることは、全国民が等しく負うべき国防の責務をひとり基地周辺住民のみに、その犠牲を強いるものであり、これ以上横田基地が拡充、強化されることは、住民感情として、容認することは、到底できないところであります。

よって、政府当局におかれましては、こうした実情を理解され、速やかに最善の措置を講じられるよう、強く要請いたします。

平成元年2月28日

外務大臣 宇野宗佑 殿
防衛庁長官 田澤吉郎 殿
防衛施設庁長官 池田久克 殿
東京防衛施設局長 西連寺 治 殿

東京都福生市長 石川 彌八郎

福議発第79号

平成元年4月18日

外務大臣 宇野宗佑 殿
防衛庁長官 田澤吉郎 殿

防衛施設庁長官 池 田 久 克 殿
東京防衛施設局長 西連寺 治 殿

福生市議会議長

村 尾 栄 次

横田基地対策特別委員会

委員長 林 田 武

米空軍部隊の横田基地移駐に関する要請書

福生市の行政面積の3分の1も占めている米空軍横田基地は、日本の政治、経済等の中心となっている大都市東京の首都圏域内に存在するという、全国の防衛施設にもその類をみない、特異な場所に位置しておりますことは、御承知の通りであります。

過去におけるいわゆる関東計画実施によって、多くの米軍施設が返還されるという状況の中で、この横田基地のみがますます機能の拡充、強化が一層進み、さらには米軍空母艦載機による慣熟飛行訓練の頻度も著しく増大し、市民生活に計り知れない被害と不安を与えていることは、誠に遺憾といわざるを得ません。

こうした問題を、私ども議会側といたしましても常に注視し、市民の声を行政に強く訴え続けて参ったところであります。

このような基地をとりまく厳しい環境の中で、先般来よりフィリピンのクラーク基地から5部隊が移駐しつつあり、さらにその上に、第21戦術空輸飛行中隊の移駐計画があるとの仄聞もいたし、強い衝撃を受けております。

過去における関東計画はもとより、こうした大規模部隊の移駐は、ひとり横田基地周辺住民の犠牲を強いるばかりであり、国防の責務は等しく全国民が負うべきもので、既に受忍限度にきている市民感情から考え、これ以上の横田基地の拡充、強化につながる移駐は、到底容認することはできません。

横田基地の存在は、行政面積を狭小化させているだけでなく、直接間接に市行政推進上、大きな阻害要因ともなっており、基地に起因する様々な障害に対し、国における民生安定事業等の対策については、一定の評価はしておるところであります。しかし多様化する市民のニーズに対しては、まだまだ不十分であるといわざるを得ません。

国におかれましては、横田基地のおかれた条件や当市の実情を十分理解下され、速やかに最善の措置を講じられるよう、福生市議会として強く要請する次第であります。

米空軍部隊の横田基地への移駐に関する抗議書

米空軍横田基地は、いわゆる関東計画の実施によって他の基地が返還される中で、その機能の拡充・強化が一層進み、さらにはミッドウェー艦載機のE2Cによる昼夜の飛行訓練が、再三にわたる中止要請を無視して頻繁に実施され、市民生活に計り知れない被害と不安を与えており、日夜これが対応に苦慮しているところであります。

このような状況下にある横田基地に、さらにフィリピンのクラーク基地から五部隊の移駐がなされ、これに対し福生市議会として強く中止要請運動を続けてきたところですが、しかしその意に反し移駐が進んでいることは誠に遺憾である。またその上、この度発表された第21戦術空輸飛行中隊に所属するC-130型輸送機、4機がなしくずし的に移駐してくることは横田基地周辺住民の感情を逆なでするものであり、強い不信感を抱かざるを得ません。

横田基地に対して、私どもは日米安保条約上の問題であり、一定の容認のもとに住民にも理解を求めてきたところですが、しかしこのように横田基地のみが拡充、強化されることは全国民が等しく負うべき国防の責務を、基地周辺住民のみにその犠牲を強いるものであり、到底容認することはできません。

今後こうした移駐が実施された場合には、私ども福生市議会としても横田基地の存在を再考せざるを得ません。

以上のような理由から、福生市議会として強く抗議するとともに、次の点について早急にその見解を求めます。

記

1. クラーク基地からの移駐は、即時中止すること。
2. 営外居住者が既に2割以上という過密基地に移駐する理由。
3. 首都圏東京の住宅密集地に所在する基地であることを、深く認識すること。

平成元年9月27日

内閣総理大臣	海部俊樹	殿
外務大臣	中山太郎	殿
防衛庁長官	松本十郎	殿
防衛施設庁長官	松本宗和	殿
東京防衛施設局長	西連寺治	殿

福生市議会議長

仲村清信

横田基地対策特別委員長

(9) 基地従業員対策と在日米軍経費について

〔基地従業員対策〕

戦後の物資不足、食料難等の不安定な社会状況下のなかで、基地は安定した職場であり、多くの人々が基地に職を求めたものであった。

こうした、従業員の身分の安定を図るために、昭和27年行政協定による基本労務契約（MLC）と諸機関労務協約（IHI）が締結された。

しかし、米軍の駐留が固定化するにしがたい基地労務が削減され、職の解雇のきざしが現れはじめてきた。昭和44年には米国の海外基地の軍事費節減政策等があり、昭和45年3月に立川飛行場等の従業員を6月に解雇するとの発表や、12月には第12回安全保障協議委員会において、在日米軍部隊の配置変更とそれに伴う施設の整理統合が協議され、その中で大量の従業員解雇を行うとの発表があり、横田基地でも、従業員の解雇が実施された。

このように従業員が離職を余儀なくされることに対し、昭和33年5月駐留軍関係離職者等臨時措置法が公布され、職業訓練等についての特別措置、就職指導及び給付金の支給等の対策が講じられるようになった。福生市（当時は町）でも駐留軍関係離職者対策協議会を設置（昭和37年3月）するなど、財団法人東京駐留軍離職者対策センター、多摩地区離職対策連絡協議会等関係行政団体相互の連携を図りながら、離職者等に対する対策を行ってきている。

〔在日米軍経費〕

また、在日米軍が必要とする日本人従業員の労働力は、日本が給与等の勤務条件を定め雇用し、その労務を提供しているが、これらの労務費は従来米国が負担してきていたものであり、在日米軍が負担経費の軽減と、日本人従業員の雇用の安定を図るため、昭和53年度から福利厚生費等を日本が負担するようになり、昭和62年には、地位協定第24条についての特別の措置を定める協定を締結し、退職手当等8手当の一部を負担することとし、さらに、昭和63年にはこの特別協定を改正し、その対象とする諸手当の全額を負担できるようにして、平成2年度からは全額を負担することとなった。また、平成3年には在日米軍経費の日本側負担等を定めた新たな特別協定が結ばれ、在日米軍従業員の基本給、及び諸手当全項目と在日米軍が公用のため調達する光熱水費を5年間にわたって全部、又は一部を負担することとし、平成7年度にその全額を負担することとした。（光熱水費とは電気、ガス、上下水道、暖房用燃料費などである。）なお、現行特別協定は平成7年度末に失効するため、新特別協定（平成8年から平成12年）の協議が行われ、新たに日本側が給与を負担している日本人従業員の定員を22,6

37人から418人増員し23,055人とする。これは労働時間を現在の週44時間から日本の法定労働時間と同じ40時間に短縮する際に必要な人員補充である。また、日本側の事情で在日米軍が訓練場を移転する場合、経費を日本側が新たに負担する。これは米軍が日本側の要求に応じて訓練場を変更する際に必要となる燃料費などが対象であり、神奈川県厚木基地から硫黄島に場所を移して実施している艦載機の夜間離発着訓練（NL P）等に関しては新特別協定締結後は日本側が経費を負担することになる。この新特別協定に伴う日本側の新規負担増額は約30億円となる。

〔参 考〕

基地従業員の雇用形態

米軍施設（基地）に対する労務の提供は、地位協定第12条第4項に「現地の労務に対する合衆国軍隊及び第15条に定める諸機関の需要は、日本国の当局の援助を得て充足される。」と規定されていて、従業員の雇用の方法には、基本労務契約（MLC）、諸機関労務協約（IHA）、そして船員契約（MC）があり、雇用主は日本政府で、使用主は在日米軍となっている。

従業員の具体的な事務取り扱い、防衛庁設置法第44条の規定に基づき、防衛施設庁長官から都道府県知事に権限が委任されていて、横田基地については、東京都渉外労務管理事務所で行われている。

1. 基本労務契約（MLC : Master Labor Contract）

防衛施設庁長官と契約担当官との間で締結された契約で、従業員は米国の歳出予算で運営され、具体的な給与の支払いは、都道府県知事を経て行われている。

2. 諸機関労務協約（IHA : Indirect Hire Agreement）

防衛施設庁長官と在日米軍司令官との間で締結された契約で、従業員は機関ごとの独立採算で運営されている。なお、諸機関とは、地位協定第15条に規定する海軍販売所、PX、食堂、社交クラブ、劇場等をさしている。

3. 防衛施設庁の関係窓口は、防衛施設庁の労務部が担当している。

横田基地日本人従業員の推移

(各年3月31日現在)

年月	M L C	I H A	計	備考	年月	M L C	I H A	計	備考
37.3			2,726		54.3	1,767	377	2,144	
38.3	2,666	810	3,476		55.3	1,715	386	2,101	
39.3	2,508	802	3,310		56.3	1,677	389	2,066	
40.3	2,275	805	3,080		57.3	1,639	394	2,033	
41.3	2,201	748	2,949		58.3	1,603	420	2,023	
42.3	2,264	679	2,943		59.3	1,591	426	2,017	
43.3	2,472	745	3,217		60.3	1,552	432	1,984	
44.3	2,469	708	3,177		61.3	1,570	436	2,006	
45.3	2,527	679	3,206	注 1	62.3	1,528	411	1,939	
46.3	2,391	599	2,990	注 2	63.3	1,506	521	2,027	
47.3	2,326	554	2,880	注 3	元.3	1,436	538	1,974	注 8
48.3	2,117	306	2,423	注 4	2.3	1,401	599	2,000	
49.3	1,758	284	2,042	注 5	3.3	1,332	606	1,938	
50.3	1,791	242	2,033	注 6	4.3	1,337	630	1,967	
51.3	1,678	354	2,032		5.3	1,381	563	1,944	
52.3	1,828	401	2,229		6.3	1,414	578	1,992	
53.3	1,808	410	2,218	注 7	7.3	1,355	556	1,911	

(東京都渉外労務管理事務所事業概要より)

注 1 : 45年3月在日米軍が46年6月20日付けで立川基地等の1,583名の解雇を発表

注 2 : 45年12月在日米軍が在日米軍基地の整理統合により8,431名の解雇を伴うと発表

注 3 : 46年5月戦闘機部隊が沖縄等に移駐

注 4 : K P C P 計画発表

注 5 : 48年6月在日米軍が立川基地等の763名の解雇を発表

注 6 : 49年6月在日米軍が府中空軍施設等の632名の解雇を発表

49年11月在日米軍司令部等が横田基地に移駐

注 7 : 52年12月立川基地返還

注 8 : 63年7月からフィリピンクラーク基地からの部隊移駐開始